

意見書案 第 号

減収補填債制度の対象拡充を求める意見書

現行の減収補填債については、景気の動向に左右されやすい法人住民税法人税割、法人事業税、個人住民税利子割及び地方法人特別譲与税がその対象税目とされている。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として日本全国で行われた不要不急の外出の自粛、国内外との往来制限、事業者等への休業要請等が、企業の生産活動や住民の消費活動に大規模自然災害と同様の甚大な影響を与え、減収補填債の対象ではない税目、特に都道府県税の約3割を占める地方消費税の大幅な減収が生じることが懸念されている。

よって、国におかれては、地方公共団体が置かれている地方財政の現状を認識し、今回の新型コロナウイルス感染症のように社会情勢に大きな変化が生じ、全国的に大幅な税収減が発生した際は、減収補填債の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とし、その場合には特例債として元利償還金に対して交付税措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
法務大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

激甚化する自然災害への対応と地域の安全安心を確保
するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書

先の7月豪雨では、九州地方など広範な地域において、河川の氾濫や土石流等が多数発生し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命、財産が失われた。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策はもとより、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応は喫緊の課題であり、地域の安全安心を確保するため、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要がある。

よって、国におかれては、激甚化する自然災害に対応するため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」につづき、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5カ年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 3 安全安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 4 広域的な大規模災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について、隊員の9割を占める国土交通省地方整備局職員に対する実地研修など研修の充実や、送り出す側の整備局に負担がかからないよう定員を増やすなど、派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
国土強靱化担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

医療的ケアを要する子ども達の教育を受ける
権利を保障するための支援等を求める意見書

今、超未熟児や先天的な疾病を持って生まれNICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども達が1万8,000人以上いる。

我が国では、憲法第26条、教育基本法第4条において教育を受ける権利、教育の機会均等が明示されており、子ども達は誰もが差別を受けることなく、地域社会の構成員として教育の場に完全かつ平等に参加することが保障されている。

障害者基本法では、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮を行うことが示されており、インクルーシブ教育の観点からも、地域の子ども達と同じ場で教育を受けることの出来る環境を整えていくことは行政の責務である。

ところが、現状、医療的ケアの提供体制が整っていないという理由から医療的ケアを要する子ども達は特別支援学校に入学するケースがあり、地域の子ども達との交流ができていないという状況も生じている。

また、特別支援学校に通う子ども達の中でも、医療的ケアを要する場合はスクールバスに乗車することができず、人工呼吸器が必要な子どもが通学するには、万が一のトラブルに備えて保護者が終日付き添う必要があるなど、医療的ケアの提供体制がないことは、子ども達の自立に向けても大きな壁となっている。

よって、国におかれては下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療的ケアが各学校において“合理的配慮”として提供されるべきことを明確にし、環境整備とその実現に必要な財政措置を行うこと。
- 2 医療的ケアを要する子ども達がスクールバスに安全に乗車することができるよう、制度および環境の整備とその実現に必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体では、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、昨今の増大・複雑化する行政需要への対応が求められている一方で、公的サービスを担う人材不足の深刻化・職員の疲弊といった問題が生じている。

更に、新型コロナウイルス感染症対策や多発する大規模自然災害への対応など、緊急な対応を要する課題に直面しており、これらの抜本的解決に向けて、さらなる地方財政の充実・強化が不可欠な状況となっている。

よって、国におかれては、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 2020年度から始まっている会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源の確保を図ること。
- 5 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、中期的には地方交付税の法定率を引き上げ、抜本的に臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
まち・ひと・しごと創生大臣
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要がある。

よって、国におかれては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化は、各自治体独自で行う業務についても利用できる汎用性のあるシステムとすること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図ること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。
- 5 デジタル環境が不十分なことにより、不利益を被ることのないよう環境整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
法務大臣
行政改革担当大臣
デジタル改革担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200 キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001 年の本格運航以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018 年度には 2 万 9,000 件を超えた。他府県でも、本年 7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追い付いている状況にない。

よって、国におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが今後も救命救急の役割を十分発揮し、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 2 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。
- 3 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における代替機の提供について、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

BCG ワクチンの十分な供給体制を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大に際し、欧米諸国に比べ日本をはじめとしたアジア諸国の死亡率が極めて低い理由に、BCG 接種が関係しているのではないかと
いう仮説についての研究が世界的に進められている。

一方、現時点での BCG ワクチンの効能・効果は結核予防であり、日本では通常、
生後 5 カ月～8 カ月の乳児に対して結核予防のための定期接種が行われている。

そのような中、新型コロナウイルス感染防止の目的で高齢者が接種するケースが増加し、
一部の地域で乳児への定期接種へのワクチン不足という事態が発生した。

よって、国におかれては、BCG ワクチン接種の効能・効果は「結核予防」であり、
新型コロナウイルス感染症の発症および重症化を目的としておらず、高齢者の接種に
関わる知見は十分とは言えないこと、接種の優先対象は乳児であることを改めて周知
徹底するとともに、BCG ワクチン不足という事態を回避する観点から、国の責任で
BCG ワクチンの十分な供給体制を早急に確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

少子化対策の一層の支援強化を求める意見書

日本の合計特殊出生率がまた大きく低下した。令和元年の出生率は前年より 0.06 ポイント下がり、1.36 となり、4 年連続の低下となった。

この 5 月下旬、国は今後 5 年間の対策として新たな少子化大綱をまとめた。その内容は、子育てにかかる経済的な負担が重いことが出産を諦める理由の中で多くなっているため、待機児童の改善や児童手当の見直し、給付型奨学金や授業料の免除などの奨学支援制度の拡充等、子育て世帯への経済的な支援の拡充が主なものになっている。また若者の雇用環境の改善や正規雇用の促進、男性の育児休暇の取得、不妊治療の費用の支援の拡充などが盛り込まれ、これらの支援策を進めることで、「希望出生率 1.8」という目標設定をしている。

しかし今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、産中・産後の母子の感染への不安や、経済の一層の落込みによる失業の増大や所得の減少等により、子供を産んでも養育できないのではないかという将来の不安が高まり、若年層の一層の晩婚化、未婚化に拍車がかかり、さらに少子化が加速するのではないかという懸念も出ている。

よって、国におかれては、5 月下旬の少子化大綱の推進だけでは、希望出生率の 1.8 の達成は極めて難しいと予測されることから、少子化対策の一層の支援強化に取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

医療機関への経営支援の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関の経営状況が悪化している。医療機関は国や地方自治体の要請に応じ、「国策」として新型コロナウイルス感染症患者の受入等の対応に当たっているにも関わらず、院内感染防止のための新規入院制限のために大幅に減収している。また新型コロナウイルス感染者を受け入れているか否かを問わず、感染を恐れる患者の受診抑制などにより大幅な減収となっている。その結果、病院を維持していくことさえ難しい状況に陥っている医療機関もある。医療の最前線で働く現場職員の疲弊も著しい。

国補正予算において医療機関に対する支援として 1.6 兆円を措置したところであるが、依然として医療機関の経営状況は深刻であり、長期化すれば地域医療を支える医療機関の経営破綻につながり、新型コロナウイルス感染症への対応が不可能になる恐れがあるのみならず地域医療が崩壊する危険性を含んでいる。

医療崩壊を防ぎ、国民の命を守るためには医療機関への経営支援の拡充を図り安定した地域医療の基盤を維持していく必要がある。

よって、国におかれては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けた地域医療の現状を認識し、医療崩壊を防ぐため地域医療を支える医療機関への経営支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 原 テツアキ

意見書案 第 号

新型コロナウイルス感染症対応事業者の更なる支援を求める意見書

国は、新型コロナウイルスの感染リスクが高い利用者との接触を伴うが、継続して業務を提供することが必要である病院・診療所などの医療従事者、障害福祉サービス施設・事業所等の従事者に「慰労金」を支給した。

しかし、例えば医療法で病院等とともに、医療提供施設とされている院外の調剤薬局の従事者は、対象外とされている。

未だ新型コロナウイルスの治療薬やワクチンが開発されていない中において、感染拡大防止に全国民・全事業者を挙げて取り組んでいくことが最も重要である。

よって、国におかれては、これまでの支援の枠を見直し、高い感染リスクを伴う事業者に対し更なる支援を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 10 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 経済再生担当大臣	}	様
--	---	---

兵庫県議会議長 原 テツアキ